

## ○大阪市港湾施設条例

昭和39年4月1日  
条例第76号

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか本市の港湾施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

- (1) 岸壁（栈橋を含む。）
- (2) 係船浮標
- (3) ドルフイン
- (4) コンテナ搬送用台車置場
- (5) 荷役機械
- (6) 荷さばき地
- (7) 上屋
- (8) コンテナ用電源設備
- (9) 荷さばき施設附設事務所
- (10) 旅客乗降用渡橋
- (11) 木材整理場
- (12) 貯炭場
- (13) 船舶給水施設
- (14) 駐車場
- (15) 臨港道路及び橋梁<sup>りょう</sup>
- (16) 運河
- (17) 航路
- (18) 泊地及び船だまり
- (19) 浮栈橋
- (20) 物揚場
- (21) コンテナ車整理場
- (22) 臨港緑地
- (23) 港湾労働者休憩所
- (24) クルーズ客船関係車両整理場
- (25) 防波堤
- (26) 波除堤
- (27) 護岸
- (28) 廃棄物埋立護岸

2 施設の名称及び位置は、市規則で定める。

(供用日等)

第3条 施設の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間は午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により代行施設（前条第1項第15号に掲げる臨港道路のうち市規則で定める部分（以下「代行臨港道路」という。）及び同項第23号に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、代行施設以外の施設については、時宜により当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

5 駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、市規則で定める。

(使用等の許可)

第4条 第2条第1項第1号から第13号までに掲げる施設、同項第19号に掲げる浮栈橋のうち有料のもの（以下「有料浮栈橋」という。）又は同項第28号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第2条第1項第15号、第16号及び第22号に掲げる施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条 市長は、施設の効率的な使用を確保するために必要があると認めるときは、2以上の施設を一体として使用するものとして指定することができる。

2 前項の規定により市長が指定した施設を一体として使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可等の制限)

第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは前条第2項の規定による施設の使用又は第4条第2項の規定による施設の占有を許可しないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
  - (3) 管理上支障があるとき
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき
  - (5) その他市長が不相当と認めるとき  
（使用許可等の取消し等）
- 第5条の3 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する処分をし、又は措置を命ずるときのほか、前条各号に定める事由が発生したときは、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項の許可を取り消し、当該許可に係る施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は当該施設からの退場を命ずることがある。  
（意見の聴取）
- 第5条の4 市長は、必要があると認めるときは、第5条の2第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。  
（使用等の期間等）
- 第6条 港湾施設の使用は、専用使用及び一般使用に区分する。
- 2 専用使用の期間は、1年以内とする。
  - 3 一般使用の期間は、31日以内とする。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
  - 4 占用期間は、運河については3年以内とし、臨港道路及び橋梁（以下「臨港道路等」という。）並びに臨港緑地については5年以内とする。
  - 5 施設の使用時間は、許可した使用時刻から起算し、施設の使用期間又は占用期間は、許可した使用期間又は占用期間の初日から起算する。  
（権利の譲渡等の禁止）
- 第7条 第4条第1項又は第5条第2項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は第4条第2項の規定により占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその使用若しくは占用に係る施設を転貸してはならない。  
（工作物等の設置の許可）
- 第8条 使用者が、使用に係る施設に工作物その他の設備を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。これを廃止し又は変更するときも、同様とする。  
（使用の制限）
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、重量物用橋型起重機の使用の一時中止その他の必要な措置を命ずることがある。
- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定により気象、津波及び高潮についての警報が行われたときその他天候が不良なとき
  - (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により避難のための立退きが勧告され、又は指示されたとき
  - (3) 重量物用橋型起重機に異状があるとき
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が重量物用橋型起重機の使用上危険があると認めるとき
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客乗降用渡橋の使用の一時中止その他の必要な措置を命ずることがある。
- (1) 平均風速が15メートル以上であるとき
  - (2) 著しく潮の干満のあるとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の使用上危険があると認めるとき
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、船客上屋及び荷さばき施設附設事務所の使用を断り、又は退去させることができる。
- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となるおそれのある物品又は動物を携行する者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上支障があると認めるとき
- 4 前項の規定は、港湾労働者休憩所について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「港湾労働者休憩所の指定管理者」と読み替えるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場への駐車を拒否し、又は駐車場からの退去を命ずることがある。
- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき
  - (2) 駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損するおそれがあるとき
  - (3) 当該自動車に危険物が積載されているとき
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上支障があると認めるとき  
（行為の禁止）
- 第10条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること
  - (2) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること
  - (3) 貨物、自動車その他の物件を放置すること
  - (4) 市長が指定する立入禁止区域に立ち入ること
  - (5) 1平方メートルにつき市規則で定める負荷重量を超える重量をかけること

- (6) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること
  - (7) 他人の迷惑となる行為をすること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの
  - 2 前項に定めるもののほか、荷役機械の使用人は、各機種について別表第1で定める揚力以上の重量の物を取り扱ってはならない。
  - 3 第1項に定めるもののほか、上屋、貯炭場及びその周辺においては、喫煙その他火気を取り扱ってはならない。
  - 4 第1項に定めるもののほか、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 荷物の積卸しその他他の自動車の駐車を妨げること
    - (2) 他の利用者に対し寄附を求め、物品を販売し、又は配付すること
  - 5 第1項に定めるもののほか、臨港道路等においては、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 土石、木材等の物件のたい積その他臨港道路等の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること
    - (2) ガードレール及び街灯にはり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること
  - 6 第1項に定めるもののほか、歩行者又は次に掲げる車両は、臨港道路等のうち市長が定める区域を通行してはならない。
    - (1) 自転車並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車及び同条第4項に規定する軽車両
    - (2) 市長が指定する危険物を積載する車両
  - 7 第1項に定めるもののほか、運河においては、航行路（兩岸からそれぞれ運河の幅員の4分の1以内の水面を除く水面をいう。）における交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。
  - 8 第1項に定めるもののほか、荷さばき地のうち市規則で定めるもの及び臨港緑地においては、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
    - (2) 土石、竹木等の物件をたい積すること
    - (3) 土石の採取その他土地の形質を変更すること
    - (4) 市長が指定した場所以外の場所でたき火その他火気を用いる行為をすること
    - (5) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること
    - (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること
    - (7) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること
  - 9 岸壁、荷さばき地及び泊地の区域のうち施設の保安の確保のために必要な範囲内で市長が設定する区域に、正当な理由なく、立ち入り、又は車両若しくは船舶を立ち入らせてはならない。

（行為の制限）
- 第11条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
  - (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること
  - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
  - (4) ロケーションをすること
  - (5) 次に掲げる物を取り扱うこと
    - ア 爆発物又は燃焼しやすい物
    - イ 感染症を感染させるおそれのある物
    - ウ 他の物を汚損し、又はき損するおそれのある物
    - エ 損傷し、又は腐敗しやすい物
    - オ その他市長が施設の管理上支障があると認める物
  - (6) 市長が施設の管理上支障があると認めて指定した区域に駐車すること
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの
- 2 占有者は、占有の目的が前項各号に掲げるものであるときは前項の許可を受けることを要しない。
  - 3 第1項に定めるもののほか、臨港道路等において次に掲げる行為をしようとする者は、同項の許可を受けなければならない。
    - (1) 臨港道路等に関する改良又は維持若しくは補修工事をする事
    - (2) 車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条に規定する最高限度を超える車両を通行させること
  - 4 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるものとして市規則で定める場合は、第1項の許可を受けることを要しない。

（行為許可の制限）
- 第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第3項の許可をしないものとする。
- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
  - (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団の利益になるとき
- (5) その他市長が不相当と認めるとき  
(行為許可の取消し等)

第11条の3 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する処分をし、又は措置を命ずるときのほか、前条各号に定める事由が発生したときは、第11条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、船舶の移動若しくは工作物その他の物件の移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

(意見の聴取)

第11条の4 市長は、必要があると認めるときは、第11条の2第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(重量物用橋型起重機の運転者の登録等)

第12条 重量物用橋型起重機の運転者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。登録を受けた事項に変更(市規則で定める軽易な変更を除く。)があつたときも同様とする。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条第1項に規定する免許(クレーンの運転に係るものに限る。第4項において「免許」という。)を受けている者で市規則で定める要件に該当するものでなければならない。
- 3 重量物用橋型起重機の使用人は、第1項の規定により登録を受けた運転者以外の者にその運転をさせてはならない。
- 4 市長は、第1項の規定により登録を受けた運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
  - (1) 免許が取り消され、又はその効力が停止されたとき
  - (2) 故意又は重大な過失により事故を発生させたとき
  - (3) 重量物用橋型起重機の運転又は点検についての市長の指示に従わなかつたとき
  - (4) 正当な理由がなく、市規則で定める期間、本市の重量物用橋型起重機を運転していないとき

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、船舶の移動若しくは工作物その他の物件の移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 詐偽その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。

- (1) 港湾工事のためにやむを得ない必要が生じたとき
- (2) 災害により施設を損傷するおそれがあると認めるとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上の必要があると認めるとき

(施設を使用する者が守るべき事項)

第14条 施設を安全かつ効率的に利用するために施設を使用する者が守るべき事項は、市規則で定める。

(入出港届の提出)

第15条 船舶が入港したとき又は出港するときは、その船舶の船長若しくは代理人又はその船舶の船長から委任を受けた者は、入港届又は出港届を市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する船舶の船長若しくは代理人又はその船舶の船長から委任を受けた者は、前項の入港届又は出港届を提出することを要しない。

- (1) 船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第1条第6項第7号に規定する平水区域を航行区域とする船舶
- (2) 内国航路定期船
- (3) 避難勧告により大阪港(港湾法(昭和25年法律第218号)第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により公告した大阪港港湾区域をいう。以下同じ。)外に避難する船舶及び避難解除により再入港する船舶
- (4) 災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な緊急の活動に従事する船舶
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ市長の承認を受けた船舶

(沈没物等の除去)

第16条 運河、航路、泊地及び船だまりにおいて漂流物、沈没物その他これらに類する物件がある場合においては、その所有者又は占有者は、直ちに市長に報告するとともにこれを除去しなければならない。

2 前項の場合において、所有者又は占有者は、物件を除去するまでの間当該場所に標識を設置しなければならない。

(使用料等)

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、別表第

- 1に定める使用料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、係船浮標、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。
  - 2 第5条第2項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。
  - 3 臨港緑地又はクルーズ客船関係車両整理場において、第11条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。
  - 4 占有者は、別表第5に定める占有料を納付しなければならない。
  - 5 使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）の算定方法及び徴収方法は、市規則で定める。  
（使用料等の減免）
- 第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。
- (1) 主として大阪港内を運航する船舶又は総トン数100トン未満の船舶（内国航路旅客船を除く。）に係る岸壁の使用料
  - (2) 次に掲げる工作物又は物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料
    - ア 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
    - イ 街灯、防犯灯、防犯カメラ又は公共の用に供する通路若しくは臨港道路等に出入りするために必要な路端若しくは法敷に設ける通路
    - ウ 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）又はガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づき設けられた水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管若しくはガス管（ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業（同条第2項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）を各戸へ引き込む地下埋設管及び電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき設けられた電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）の各戸引込線
    - エ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第1号に規定する救助袋を設置するための物件
  - 2 次に掲げる物件で、第2条第1項第15号又は第16号に掲げる施設を占有するものに係る占有料については、市規則で定める額を減額する。
    - (1) 本市が設置する街灯を添加した電柱及び電話柱
    - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第3項に基づき大阪府公安委員会が設置した信号機を添加した電柱及び電話柱
  - 3 市長は、次に掲げる場合における使用料等を減免することができる。
    - (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため施設を使用し、又は占有するとき
    - (2) 暴風雨、火災その他の災害により施設の全部若しくは一部を使用し、又は占有することができないとき
    - (3) 親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶が施設を使用するとき
    - (4) 港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶が施設を使用するとき
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が大阪港の振興対策上その他特別の事由があると認めるとき  
（使用料等の還付）
- 第19条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を還付することがある。
- (1) 災害その他使用者若しくは占有者又は第11条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項又は第11条第1項の許可に係る使用又は占有（以下「使用等」という。）ができなくなつたとき
  - (2) 第13条第2項の規定により第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項又は第11条第1項の許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき
  - (3) 使用者等が使用等の開始前に第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項又は第11条第1項の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき  
（管理の代行）
- 第20条 代行施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。  
（指定申請の公告）
- 第21条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 代行施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第22条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第23条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第24条 市長は、第22条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 代行施設の効用を最大限に発揮するとともに、代行施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 代行施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代行施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第25条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第26条 代行臨港道路の指定管理者が行う業務の範囲は、代行臨港道路の構造及び設備の維持保全その他代行臨港道路の管理に関することとする。

2 港湾労働者休憩所の指定管理者が行う業務の範囲は、港湾労働者休憩所の建物及び設備の維持保全その他港湾労働者休憩所の管理に関することとする。

（罰則）

第27条 第4条、第5条、第7条、第8条、第10条若しくは第11条の規定に違反した者又は第13条の規定による命令に従わなかつた者は、50,000円以下の過料に処する。

2 詐偽その他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

（将来の使用制限）

第28条 この条例の規定に違反し又はこの条例の規定に基づく命令に従わなかつた者には、以後施設の使用又は占有を許可しないことがある。

（施行の細目）

第29条 施設の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（第4条第1項の規定のうち、木材整理場に関する部分、昭和39年4月1日施行、荷役機械及び綱取施設に関する部分、昭和39年5月1日施行、同条例第9条から第13条まで、第15条及び第17条から第20条までの規定のうち、天保山運河に関する部分、昭和39年10月14日施行、福町堀に関する部分、昭和39年5月1日施行、告示第97号）

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 天保山運河使用条例（大正6年大阪市条例第3号）及び福町堀使用条例（大正12年大阪市条例第16号）は、廃止する。
- 3 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするとき及び同年4月1日から同日以後1年を経過する日までの間で市長が定める日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするときは、第21条の規定にかかわらず、有料臨港道路の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の場合における第22条、第24条及び第25条の規定の適用については、第22条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第24条中「第22条」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた第22条」と、

「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、第25条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

- 附 則（昭和39年6月11日条例第65号）  
この条例は、昭和39年9月1日から施行する。
- 附 則（昭和39年8月20日条例第102号、昭和39年9月20日施行、告示第264号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和40年1月13日条例第1号、昭和40年4月1日施行、告示第57号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和40年4月1日条例第30号、昭和40年5月1日施行、告示第113号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和40年6月1日条例第56号、昭和40年7月1日施行、告示第202号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和41年3月31日条例第16号、ひき船の使用料に係る改正規定を除く部分、昭和41年4月1日施行、ひき船の使用料に係る改正規定、昭和41年5月1日施行、告示第122号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和42年3月30日条例第18号、木材整理場の使用料に関する改正規定、昭和42年4月1日施行、ひき船の使用料に関する改正規定、昭和42年5月1日施行、告示第118号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和43年3月30日条例第27号、サイロ施設に関する改正規定、昭和43年4月1日施行、その他の改正規定、昭和43年5月1日施行、告示第98号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和44年3月31日条例第21号、港湾労働者休憩所に関する改正規定並びに上屋及び木材整理場の使用料に関する改正規定、昭和44年4月1日施行、その他の改正規定、昭和44年5月1日施行、告示第111号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和44年9月4日条例第38号、昭和44年10月4日施行、告示第389号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和44年11月8日条例第49号、船客上屋の専用使用料に関する改正規定、昭和44年12月1日施行、船客上屋の一般使用料に関する改正規定、昭和44年12月8日施行、告示第492号、青果物上屋の使用料に関する改正規定、昭和45年4月1日施行、告示第134号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和45年4月1日条例第28号、荷さばき地及び野積場の使用料に関する改正規定、昭和45年4月1日施行、その他の改正規定、昭和45年5月1日施行、告示第135号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和46年3月25日条例第14号、昭和46年5月1日施行、告示第123号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和47年4月1日条例第26号、上屋の専用使用料に関する改正規定、昭和47年4月1日施行、上屋の一般使用料に関する改正規定、昭和47年5月1日施行、告示第202号、船舶廃油処理施設に関する改正規定、昭和47年6月1日施行、告示第271号、荷役機械に関する改正規定、昭和47年8月1日施行、告示第479号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和48年3月31日条例第19号、荷さばき地、サイロ施設、木材整理場及び野積場の専用使用料に関する改正規定、昭和48年4月1日施行、その他の改正規定、昭和48年5月1日施行、告示第187号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和49年4月1日条例第34号、上屋の専用使用料に関する改正規定、昭和49年4月1日施行、その他の改正規定、昭和49年5月1日施行、告示第119号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和50年3月31日条例第29号、青果物上屋の専用使用料に関する改正規定、昭和50年4月1日施行、その他の改正規定、昭和50年5月1日施行、告示第166号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和51年3月31日条例第7号、荷さばき地、上屋、木材整理場及び野積場の専用使用料並びに運河の占用料に関する改正規定、昭和51年4月1日施行、その他の改正規定、昭和51年5月1日施行、告示第184号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和52年3月31日条例第11号、荷役機械に関する改正規定、上屋及び青果物上屋の専用使用料に関する改正規定並びに船舶廃油処理施設に関する改正規定、昭和52年4月1日施行、その他の改正規定、昭和52年5月1日施行、告示第222号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。

- 附 則（昭和53年4月1日条例第29号、昭和53年5月1日施行、告示第215号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和54年3月13日条例第20号、荷さばき地、上屋、サイロ施設、野積場及び貯炭場の専用使用料に関する改正規定、昭和54年4月1日施行、その他の改正規定、昭和54年5月1日施行、告示第167号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和55年4月1日条例第26号、岸壁、けい船浮標・ドルフィン、船舶給水施設、ひき船及び綱取施設の使用料に関する改正規定、昭和55年5月1日施行、その他の改正規定、昭和55年4月1日施行、告示第220号の2）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和56年3月31日条例第10号、昭和56年5月1日施行、告示第230号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和57年4月1日条例第31号、臨港道路及び橋りょうの占用料に関する改正規定、昭和57年4月1日施行、その他の改正規定、昭和57年5月1日施行、告示第188号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和58年3月11日条例第23号、昭和58年5月1日施行、告示第174号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和59年4月1日条例第35号、船客上屋の専用使用料並びに臨港道路及び橋りょう並びに運河の占用料に関する改正規定、昭和59年4月1日施行、その他の改正規定、昭和59年5月1日施行、告示第176号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和60年4月1日条例第30号、木材整理場の使用料並びに臨港道路及び橋りょうの占用料に関する改正規定、昭和60年4月1日施行、その他の改正規定、昭和60年5月1日施行、告示第213号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和61年4月1日条例第42号、臨港道路及び橋りょうの占用料に関する改正規定、昭和61年4月1日施行、その他の改正規定、昭和61年5月1日施行、告示第230号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（昭和63年4月1日条例第34号）  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和63年10月5日条例第50号、昭和63年11月4日施行、告示第600号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成元年4月1日条例第29号、平成元年5月1日施行、告示第231号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成2年4月1日条例第23号、岸壁、けい船浮標ドルフィン、綱取施設及び船舶上屋の使用料に関する改正規定、平成2年5月1日施行、その他の改正規定（駐車場に関する改正規定を除く。）、平成2年4月1日施行、告示第256号、駐車場に関する改正規定、平成2年7月20日施行、告示第425号の2）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成3年3月14日条例第29号、木材整理場の使用料に関する改正規定、平成3年4月1日施行、荷役機械及びひき船の使用料に関する改正規定、平成3年5月1日施行、その他の改正規定、平成3年7月1日施行、告示第249号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成4年4月1日条例第45号、荷役機械の使用料に関する改正規定（揚力10トン（電動機）に関する部分に限る。）、平成4年4月1日施行、ひき船の使用料に関する改正規定、平成4年5月1日施行、告示第278号、荷役機械の使用料に関する改正規定（揚力10トン（電動機）に係る部分を除く。）、平成4年10月1日施行、告示第716号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成5年4月1日条例第31号、荷役機械の使用料に関する改正規定（揚力4トン（電動機）に係る部分に限る。）、平成5年4月1日施行、岸壁、けい船浮標ドルフィン及び綱取施設の使用料に関する改正規定、平成5年5月1日施行、告示第265号、荷役機械の使用料に関する改正規定（揚力4トン（電動機）に係る部分を除く。）、平成5年10月1日施行、告示第706号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成6年4月1日条例第24号、平成6年5月1日施行、告示第283号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成7年3月16日条例第29号、ゲート付荷さばき施設附設事務所の使用料に関する改正規定、平成7年5月1日施行、その他の改正規定、平成7年4月1日施行、告示第226号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成8年4月1日条例第26号、平成8年5月1日施行、告示第233号）  
この条例の施行期日は、市長が定める。
- 附 則（平成9年4月1日条例第40号、岸壁、けい船浮標ドルフィン、荷役機械、荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋、荷さばき施設附設事務所、ゲート付荷さばき施設附設事務所、旅客乗降用渡橋、サイロ施設、木材整理場、貯炭場、船舶給水施設、ひ



き船及び綱取施設の使用料に関する改正規定、平成9年5月1日施行、臨港道路及び橋りょうの占用料に関する改正規定、平成9年4月1日施行、告示第244号、船舶廃油処理施設に関する改正規定、平成9年6月1日施行、告示第461号の5、有料臨港道路に関する改正規定、平成9年10月17日施行、告示第759号の4)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成9年9月30日条例第68号、平成9年10月17日施行、告示第789号の3）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成10年4月1日条例第33号、平成10年5月1日施行、告示第276号の3）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成12年4月1日条例第64号、荷役機械の使用料に関する改正規定、平成12年5月1日施行、告示第333号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、荷役機械の使用料に関する改正規定の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月19日条例第93号、平成13年3月1日施行、告示第98号の2）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成13年4月1日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第43号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日条例第34号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第103号）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月19日条例第188号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第335号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第13条の次に6条を加える改正規定（第14条から第17条まで及び第18条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第48号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条の次に4条を加える改正規定（第17条第4項に係る部分に限る。）、別表第1青果物上屋の項及びひき船の項の改正規定、別表第2の改正規定（「第4条」を「第17条」に改める部分を除く。）並びに別表第3の次に1表を加える改正規定 平成21年5月1日

(2) 別表第1有料臨港道路の項の改正規定 平成21年10月1日

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1青果物上屋の項及びひき船の項並びに別表第2の規定は、平成21年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第17条第4項及び別表第4の規定は、平成21年5月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

5 改正後の条例別表第1有料臨港道路の項の規定は、平成21年10月1日以後の通行に係る通行料について適用し、同日前の通行に係る通行料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月18日条例第106号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第34号、第2条第1項中第3号の次に1号を加える改正規定及び別表第1の改正規定（コンテナ搬送用台車置場に係る部分に限る。）、平成22年12月17日施行、告示第1262号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項中第6号の次に1号を加える改正規定及び別表第1の改正規定（コンテナ用電源設備に係る部分に限る。） 平成22年5月1日

(2) 第2条第1項中第3号の次に1号を加える改正規定及び別表第1の改正規定（コンテナ搬送用台車置場に係る部分に限る。） 市長が定める日

2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例別表第6の規定は、この条例の施行の日以後に納付される通行料について適用し、同日前に納付された通行料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月17日条例第28号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係るサイロ施設の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（使用料等に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1青果物上屋の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第5の規定は、施行日以後の占有に係る占有料について適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月27日条例第92号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定並びに附則第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 港湾労働者休憩所に係るこの条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第20条から第24条まで及び第25条前段の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年3月29日条例第88号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び別表第1備考第2項第3号の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月2日条例第137号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（ひき船及び有料廃棄物埋立護岸に係る部分を除く。）及び別表第3の改正規定は、平成26年5月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1有料廃棄物埋立護岸の項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1（有料廃棄物埋立護岸の項を除く。）及び別表第3の規定は、平成26年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月28日条例第87号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第5の規定は、施行日以後の占有に係る占有料について適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日条例第67号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1中ゲート付荷さばき施設附設事務所の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月27日条例第19号、附則第1項第2号に掲げる規定、平成29年7月1日施行、告示第901号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中大阪市港湾施設条例第18条第1項第2号ウの改正規定及び附則第3項から第5項までの規定 平成29年4月1日

(2) 第2条の規定（大阪市港湾施設条例第18条第1項第2号ウの改正規定を除く。） 市長が定める日

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市港湾施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有

- 料については、なお従前の例による。
- 4 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第18条第1項第2号ウの規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第22条第1項の義務を負う間、同号ウ中「ガス小売事業を除く。」とあるのは「ガス小売事業を除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。
- 5 改正法附則第28条第1項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者（以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第18条第1項第2号ウの規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第28条第1項の義務を負う間、同号ウ中「ガス小売事業を除く。」とあるのは「ガス小売事業を除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。
- 附 則（平成30年3月28日条例第46号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成30年5月1日から施行する。  
（使用料等に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第5（臨港緑地の項を除く。）の規定は、施行日以後の占有に係る占有料について適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表第4の規定は、平成30年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則（平成31年3月14日条例第41号）
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則（令和2年3月27日条例第38号）
- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第17条関係）

岸壁	係留船舶総トン数（1トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この表において同じ。）1トンにつき 係留12時間まで 11円5銭 ただし、旅客船に限り次の料率による。 係留時間が1時間以内のとき 3円68銭 係留時間が1時間を超え2時間以内のとき 7円37銭 係留時間が2時間を超え12時間以内のとき 11円5銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき7円37銭を加算する。
係船浮標ドルフィン	係留12時間まで 総トン数1,000トン未満の船舶 4,440円 総トン数3,000トン未満の船舶 8,880円 総トン数5,000トン未満の船舶 13,320円 総トン数10,000トン未満の船舶 20,000円 総トン数15,000トン未満の船舶 33,330円 総トン数15,000トン以上の船舶 39,980円 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数1,000トン未満の船舶 2,950円 総トン数3,000トン未満の船舶 5,920円 総トン数5,000トン未満の船舶 8,880円 総トン数10,000トン未満の船舶 13,340円 総トン数15,000トン未満の船舶 22,220円 総トン数15,000トン以上の船舶 26,660円
コンテナ搬送用台車置場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 394円
荷役機械	起重機 1台30分につき

		揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型） 44,550円
荷さばき地	1	一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 特級 12円98銭 1級 11円74銭 2級 8円53銭 3級 7円64銭 4級 6円39銭
	2	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 特級 394円 1級 331円 2級 201円 3級 180円 4級 148円
上屋	1	一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 高床式 特級 37円54銭 1級 28円8銭 低床式 特級 35円24銭 1級 25円73銭 2級 24円54銭 3級 22円41銭 4級 20円27銭 5級 18円45銭
	2	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 高床式 特級 1,141円 1級 853円 低床式 特級 1,067円 1級 779円 2級 703円 3級 639円 4級 565円 5級 494円
船客上屋	1	一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 (1) 事務所又は待合所として使用する場合 1級 56円58銭 2級 46円98銭 (2) 集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合 1級 113円 2級 87円
	2	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 1級 1,696円 2級 1,418円
青果物上屋	1	一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 1級 51円96銭 2級 36円52銭
	2	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 1級 1,122円 2級 1,089円
コンテナ用電源設備	1	長さが6.1メートル以下のコンテナのために使用する場合 1個24時間までごとに 2,453円 ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、1個24時間までごとに2,032円とする。
	2	長さが6.1メートルを超えるコンテナのために使用する場合 1個24時間までごとに 4,050円

	ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するとき、1個24時間までごとに3,207円とする。
荷さばき施設 附設事務所	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 特級 39円49銭 1級 26円21銭 2級 24円54銭 2 専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 特級 1,174円 1級 779円 2級 725円
旅客乗降用渡 橋	1台24時間までごとに 51,260円
木材整理場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 14円44銭
貯炭場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 88円63銭
船舶給水施設	1 直接給水 基本額 20立方メートルまで 14,080円 超過額 1立方メートルまでごとに 704円 ただし、自動給水施設については、0.44立方メートルまでごとに200円とする。 2 運搬給水 基本額 20立方メートルまで 19,800円 超過額 1立方メートルまでごとに 990円 ただし、大阪港外においては1立方メートルにつき運搬距離2キロメートルまでごとに495円を加算する。 3 荒天の場合は5割、執務時間外の場合は6割をそれぞれ増徴する。ただし、自動給水施設については、この限りでない。
駐車場	1 普通自動車 1台1回30分までごとに 180円 ただし、市長が定める駐車場においては、駐車時間が30分以内の部分は無料とする。 2 乗合自動車 1台1回5時間までごとに 2,400円
有料浮棧橋	係留時間が1時間以内の場合 係留船舶総トン数1トンにつき 3円68銭 係留時間が1時間を超え2時間以内の場合 係留船舶総トン数1トンにつき 7円37銭 係留時間が2時間を超える場合 係留時間が12時間以内のとき 係留船舶総トン数1トンにつき 11円5銭 係留時間が12時間を超えたときは、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき7円37銭を加算する。
有料廃棄物埋 立護岸	専用使用料 廃棄物1トンまでごとに2,420円

備考

- 1 荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋及び荷さばき施設附設事務所の等級については、市規則で定める。
- 2 この表において「執務時間外」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 第2号から第4号までに掲げる日以外の日の午後5時15分から翌日の午前9時まで
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (4) 1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日
- 3 この表の駐車場の項において、「普通自動車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいい、「乗合自動車」とは、同条に規定する大型自動車専ら人を運搬する構造のものをいう。

別表第2（第17条関係）

岸壁	係留船舶総トン数1トンにつき（総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。） 係留12時間まで 10円5銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留
----	---

	船舶総トン数1トンにつき6円70銭を加算する。
係船浮標ドルフィン	係留12時間まで 総トン数1,000トン未満の船舶 4,040円 総トン数3,000トン未満の船舶 8,080円 総トン数5,000トン未満の船舶 12,110円 総トン数10,000トン未満の船舶 18,190円 総トン数15,000トン未満の船舶 30,300円 総トン数15,000トン以上の船舶 36,350円 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数1,000トン未満の船舶 2,690円 総トン数3,000トン未満の船舶 5,390円 総トン数5,000トン未満の船舶 8,080円 総トン数10,000トン未満の船舶 12,130円 総トン数15,000トン未満の船舶 20,200円 総トン数15,000トン以上の船舶 24,240円
船舶給水施設	1 直接給水 基本額 20立方メートルまで 12,800円 超過額 1立方メートルまでごとに 640円 2 運搬給水 基本額 20立方メートルまで 18,000円 超過額 1立方メートルまでごとに 900円 ただし、大阪港外においては1立方メートルにつき運搬距離2キロメートルまでごとに450円を加算する。 3 荒天の場合は5割、執務時間外の場合は6割をそれぞれ増徴する。
備考 執務時間外の意義は、別表第1備考2に定めるところによる。 別表第3（第17条関係）	
岸壁	1 外航船舶以外の船舶 係留船舶総トン数（1トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この表において同じ。）1トンにつき 係留12時間まで 11円5銭 ただし、旅客船に限り次の料率による。 係留時間が1時間以内のとき 3円68銭 係留時間が1時間を超え2時間以内のとき 7円37銭 係留時間が2時間を超え12時間以内のとき 11円5銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき7円37銭を加算する。 2 外航船舶 係留船舶総トン数1トンにつき 係留12時間まで 10円5銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき6円70銭を加算する。
荷さばき地	1 基本料 (1) 1級 岸壁又は物揚場への係留12時間まで 総トン数550トン未満の船舶 4,436円 総トン数3,000トン未満の船舶 49,300円 総トン数8,000トン未満の船舶 73,615円 総トン数8,000トン以上の船舶 98,622円 岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数550トン未満の船舶 2,956円 総トン数3,000トン未満の船舶 32,863円 総トン数8,000トン未満の船舶 49,070円 総トン数8,000トン以上の船舶 65,748円 (2) 2級 岸壁又は物揚場への係留12時間まで 総トン数550トン未満の船舶 4,436円 総トン数3,000トン未満の船舶 28,557円 総トン数8,000トン未満の船舶 42,563円 総トン数8,000トン以上の船舶 56,748円 岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数550トン未満の船舶 2,956円 総トン数3,000トン未満の船舶 19,035円

	<p>総トン数8,000トン未満の船舶 28,380円          総トン数8,000トン以上の船舶 37,828円</p> <p>(3) 3級          岸壁又は物揚場への係留12時間まで          総トン数550トン未満の船舶 4,436円          総トン数3,000トン未満の船舶 7,896円          総トン数8,000トン未満の船舶 11,701円          総トン数8,000トン以上の船舶 15,776円          岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。          総トン数550トン未満の船舶 2,956円          総トン数3,000トン未満の船舶 5,263円          総トン数8,000トン未満の船舶 7,803円          総トン数8,000トン以上の船舶 10,517円</p> <p>(4) 4級          岸壁への係留1時間まで          総トン数550トン未満の船舶 1,477円          総トン数3,000トン未満の船舶 9,520円          総トン数8,000トン未満の船舶 14,183円          総トン数8,000トン以上の船舶 18,908円          岸壁への係留時間が1時間を超え2時間以内のとき          総トン数550トン未満の船舶 2,956円          総トン数3,000トン未満の船舶 19,035円          総トン数8,000トン未満の船舶 28,380円          総トン数8,000トン以上の船舶 37,828円          岸壁への係留時間が2時間を超え12時間以内のとき          総トン数550トン未満の船舶 4,436円          総トン数3,000トン未満の船舶 28,557円          総トン数8,000トン未満の船舶 42,563円          総トン数8,000トン以上の船舶 56,748円          岸壁への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。          総トン数550トン未満の船舶 2,956円          総トン数3,000トン未満の船舶 19,035円          総トン数8,000トン未満の船舶 28,380円          総トン数8,000トン以上の船舶 37,828円</p> <p>2 滞貨料          船舶の係留前又は離係後に24時間を超えて貨物が滞留する場合          1平方メートルまでごとに          24時間を超えて滞留する時間24時間までごとに1日とし          15日まで 1日につき 18円15銭          16日以後 1日につき 27円75銭</p>
--	--

備考 荷さばき地の等級については、市規則で定める。

別表第4 (第17条関係)

種別	単位	期間	使用料
集会その他これに類するものの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 100平方メートル	3時間	880円
			1,760円
ロケーションのための占用	1回	2時間	10,560円
その他の占用	市長がその都度定める。		

別表第5 (第17条関係)

臨港道路及び橋梁	1 電柱並びにその支柱及び支線柱	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱 1本につき 1年 4,600円
		第2種電柱並びにその支柱及び支線柱 1本につき 1年 7,000円
		第3種電柱並びにその支柱及び支線柱 1本につき 1年 9,500円
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱 1本につき 1年 4,100円
		第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱

	<p>1本につき 1年 6,500円 第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱 1本につき 1年 9,000円</p> <p>3 前2号に掲げるもの以外の柱類 1本につき 1年 180円</p> <p>4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所 1個につき 1年 8,200円</p> <p>5 線類による占用 上空に設けられるもの 1メートルまでごとに 1年 20円 地下に設けられるもの 1メートルまでごとに 1年 10円</p> <p>6 変圧器 路上に設けられるもの 1個につき 1年 4,000円 地下に設けられるもの 1平方メートルまでごとに 1年 2,400円</p> <p>7 郵便差出箱及び信書便差出箱 1個につき 1年 3,400円</p> <p>8 広告塔その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 3,600円</p> <p>9 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.07メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 170円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 240円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 370円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 490円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 730円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 980円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 1,700円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 2,400円 外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年 4,900円</p> <p>10 マンホール、洞道その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 2,400円</p> <p>11 鉄道、軌道その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 3,600円</p> <p>12 日除けその他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 970円</p> <p>13 上空の通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 5,000円</p> <p>14 地下の通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 3,000円</p> <p>15 看板 突出看板 表示面積1平方メートルまでごとに 1年 3,770円 その他のもの 表示面積1平方メートルまでごとに 1年 9,900円</p> <p>16 標識 1本につき 1年 6,500円</p> <p>17 太陽光発電設備及び風力発電設備 1平方メートルまでごとに 1年 3,600円</p> <p>18 工事用板囲、工事用材料 1平方メートルまでごとに 1月 990円</p> <p>19 前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの 1平方メートルまでごとに 1月 近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額</p>
運河	<p>1 工作物等の築造を伴う占用 (1) 起重機等による水域の上空の占用</p>



	<p>1平方メートルまでごとに 1年 360円</p> <p>(2) 棧橋、係船柱等による占用 1平方メートルまでごとに 1年 720円 ただし、工作物のうち係船柱、係船浮標等で1基1平方メートルに満たないものは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 工作物等の築造を伴わない占用 1平方メートルまでごとに 1年 165円</p>
臨港緑地	<p>1 電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年 4,600円</p> <p>2 電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年 4,600円</p> <p>3 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 8,200円</p> <p>4 公衆電話所 1平方メートルまでごとに 1年 8,200円</p> <p>5 線類による占用 1メートルまでごとに 1年 980円</p> <p>6 変圧器 1平方メートルまでごとに 1年 8,200円</p> <p>7 郵便差出箱及び信書便差出箱 1平方メートルまでごとに 1年 8,200円</p> <p>8 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 980円 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年 2,400円 外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年 4,900円</p> <p>9 通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年 1,360円</p> <p>10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 1平方メートルまでごとに 1月 2,200円</p>

備考

- この表において「第1種電柱」、「第2種電柱」又は「第3種電柱」とは、それぞれ道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「法施行令」という。）別表備考第3号に規定する第1種電柱、第2種電柱又は第3種電柱をいう。
- この表において「第1種電話柱」、「第2種電話柱」又は「第3種電話柱」とは、それぞれ法施行令別表備考第4号に規定する第1種電話柱、第2種電話柱又は第3種電話柱をいう。
- この表において「突出看板」とは、建物、塀その他の工作物又は物件に添加され、臨港道路又は橋梁の区域内に突出する看板をいう。
- この表において「表示面積」とは、法施行令別表備考第6号に規定する表示面積をいう。